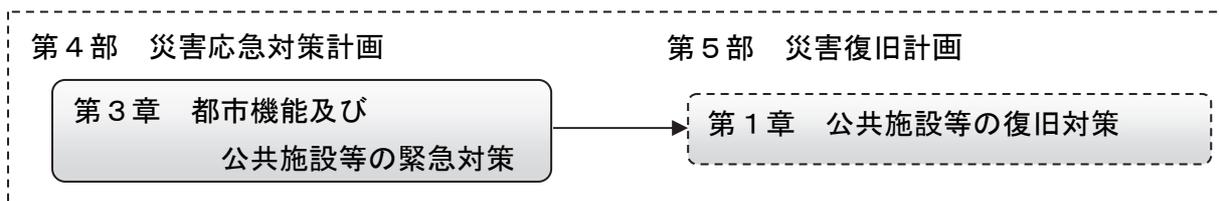


第5部 災害復旧計画

第1章 公共施設等の復旧対策



第1節 対策の方針

災害が発生した場合、各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため、復旧措置を講じる。

第2節 道路、橋梁

第1 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）区道上の障害物除去及び応急復旧の実施
都（建設局）	（1）道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧 （2）都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
関東地方整備局	（1）応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
首都高速道路株式会社	（1）災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る

第2 詳細な取組内容

《都（建設局）》 《関東地方整備局》

- 1 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

《首都高速道路株式会社》

- 1 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- 2 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第3節 河川、水路、排水溝

第1 対策内容と役割分担

洪水等により河川管理施設が被害を受けたときは、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

- 1 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策

第1章 公共施設等の復旧対策
第3節 河川、水路、排水溝

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的な巡視と、被害箇所の都への報告とともに必要な措置の実施
都（建設局）	(1)破損等の被害を受けた場合の復旧対策 (2)江東地区の河川を始めとした23区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援する
都（下水道局）	(1)管路、水再生センター、ポンプ所等の排水施設の復旧対策
関東地方整備局	(1)区及び都等の行う応急対策に対し、要請に応じて支援

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- 1 排水場施設等に被害が生じた場合は、直ちに国等に報告し、復旧対策を実施するとともに、必要に応じ移動排水ポンプ車の派遣を求める。
- 2 区内河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

《都（建設局）》

- 1 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的助言を行う。
- 2 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 3 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 4 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

《都（下水道局）》

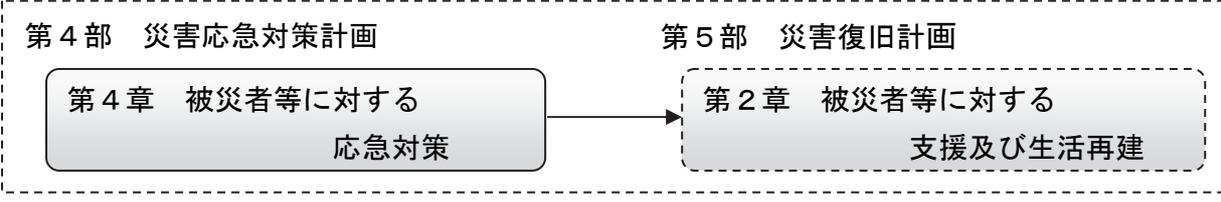
- 1 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区（関係部）及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- 2 復旧活動にあたっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

《関東地方整備局》

- 1 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- 2 都及び区等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
- 3 緊急に復旧すべき施設は、以下のとおり。
 - (1) 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通または船舶の航行を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床止、水門、樋門、樋管、天然河岸の全壊または決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- (6) 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建



第1節 臨時災害相談所の設置

第1 対策内容と役割分担

区及び区内各防災関係機関は相互に連携し、災害により被災した住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、災害規模が大きく長期に及ぶ場合は、臨時の災害相談窓口を設け、被災者等に対するきめ細かな相談業務の充実に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、各部）	(1)臨時災害相談所の設置 (2)各種相談窓口の仕分け・案内 (3)各部及び関係機関による各種相談
警視庁	(1)警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁	(1)消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施 (2)区が実施する発行窓口業務において、火災のり災証明書申請者への説明対応等について支援を行う。

第2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、各部）》

- 1 区（政策経営部、各部）及び区内防災機関は、相互に連携して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期の解決に努める。
- 2 区（政策経営部）は、各種相談の仕分け及び案内を行い、専門的な相談については、各部から相談員を動員し、臨時災害相談所を設置する。
- 3 臨時災害相談所の設置場所は、区役所及び区民事務所、避難所等の中から、できるだけ被災者が集まりやすい場所とし、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定する。
- 4 臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定するが、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐または専門員との電話相談により、各種相談に応じる。
- 5 臨時災害相談所においては、直接面談による相談に応じるとともに、被災者の疎開先からの郵便、電気・通信が回復した後は、電話、ファクシミリ、電子メール等による相談や要望に対しても応じる。
- 6 被災者の多くの要望に応えるため、災害対策本部長はNTT東日本に対し、避難所に臨時公衆電話を設置するよう要請する。

- 7 り災証明発行時に確定した情報をもとに、被災者台帳を構築する。
- 8 相談業務の内容は以下のとおり。
 - (1) 各種相談窓口の仕分け・案内
 - (2) 行方不明者の捜索・安否受付
 - (3) り災証明の発行及び苦情受付
 - (4) 被災住宅の修理及び応急仮設住宅等のあつ旋に関すること。
 - (5) がれき処理の受付
 - (6) 各種融資、税関係
 - (7) 女性相談
 - (8) その他被災生活全般

【臨時災害相談所の設置】

	機 関 名	対 策 内 容
主 担 当	区（政策経営部）	(1)臨時災害相談所の企画・運営
支 援 機 関	区（各部）	(1)相談業務
	区内防災機関	

《警視庁》

- 1 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

《東京消防庁》

- 1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。
- 2 出火防止として、次のような指導を行う。
 - (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧における出火防止対策の徹底
 - (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化
 - (4) 区が実施する発行窓口業務における、火災り災証明書の申請者に対する説明等の支援

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第2節 り災証明

第2節 り災証明

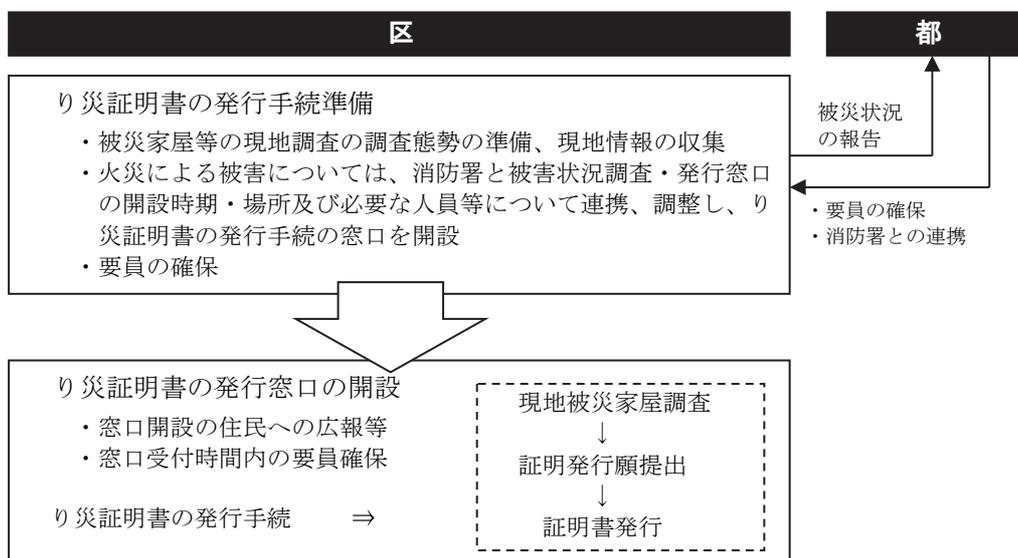
第1 対策内容と役割分担

住宅の応急修理、住宅の供給、り災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。り災証明は、災害による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、地域のちから推進部）	(1)住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 (2)被災者台帳の統括 (3)倒壊家屋の調査の実施 (4)倒壊家屋のり災証明の発行
都	(1)区で行う調査への職員の応援体制を整備 (2)必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援
東京消防庁	(1)風水害が原因で発生した火災による被害状況調査体制の充実 (2)発行者である区との協定締結や事前協議による風水害が原因で発生した火災のり災証明の発行手続の支援を実施

第2 業務手順

【り災証明書発行の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、地域のちから推進部）、東京消防庁》

1 被害事実の調査

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法等を定める。
- (2) 東京消防庁と区は協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災のり災証明の発行手続の支援を実施

災証明書発行に係る連絡体制を確立する。

- (3) 災害現場に立ち入れない状況において、明らかな全壊、半壊などの認定はドローンで確認することができる。
- (4) 区（情報収集指令室）は住家被害認定調査結果について、都本部へ報告する。
- (5) 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- (6) 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び区内の関係部署と共有したうえで、住家被害認定調査を実施する。
- (7) 住家被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。
- (8) 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

2 被災者台帳の作成・保管

- (1) 区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「被災者台帳」を作成保管する。

3 証明

- (1) 証明の対象：「り災証明書」の対象は、住家とする。非住家や動産等に対する被害の証明については、原則として被災者からの届出に基づき「被災届出証明書」により対応する。
- (2) 証明の区分：証明の区分は、以下の5区分を基本とする。
 - ア 全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

4 証明者

- (1) 災害対策基本法第90条の2に基づき、証明者は区長とする。

5 発行手続

- (1) り災証明書の申請受付及び交付：り災証明書の申請受付及び交付は、あらかじめ区と消防署が協議し、対象地域、受付時間等を定めて、区民に広報等で周知のうえ、指定した公共施設で行う。

（資料編震災編 第60「足立区発行り災証明交付申請書」P.202）

(2) り災証明書発行手順

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、以下の手順でり災証明書を発行する。

- ア 本人確認、住民基本台帳情報等に基づき、被災者情報を確認する。
- イ 住家被害認定調査・調査済証、家屋課税台帳等に基づき、家屋情報を確認する。
- ウ 住家被害認定調査結果を被災者に示し、被災者本人の同意を確認する。
- エ り災証明書を交付する。
- オ 調査結果に同意が得られない被災者に対して、第2次調査要望の有無を確認し、第2次調査の申込を受け付ける。

6 手数料

- (1) 手数料は無料とする。

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第2節 被災証明／第3節 義援金・義援品の受領・配分

7 被災証明書様式

- (1) 被災証明書は、物件居住者用と物件所有者用の様式を用いる。
(資料編震災編 第61、第62「足立区発行被災証明書」P.203～204)

第3節 義援金・義援品の受領・配分

第1 対策内容と役割分担

義援金品の募集から受付、一次保管から配分まで事前に定めた内容により、迅速・適切に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室)	<p>1 義援金の募集・受付 区の受付窓口は、地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、振込みによるものも受け付ける。</p> <p>2 義援金の配分・受入れ (1)受け付けの後、義援金品受領書を寄託者に発行する。 (2)受け付けた義援金は預金保管する。 (3)都を通じて配分された義援金については、東京都義援金配分委員会(以下、都委員会という。)の配分計画に基づき受け入れ、被災者への配分計画を策定する。</p> <p>3 義援金の配付 (1)都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に配布する。 (2)被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。</p> <p>4 義援品の募集・受け入れ・配布 (1)募集は総務部が行い、区民部が備蓄倉庫及び集積所等の指定箇所を受け入れる。総務部が配分等の計画をたて、区民部が関係機関と連携して配布する。</p>
都(福祉保健局)	<p>1 都委員会の設置 (1)義援金の募集を決定次第、あらかじめ選定された委員により、都本部に都委員会を設置する。</p> <p>2 義援金の管理 (1)都(福祉保健局)は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、「預り金」として都委員会が指定する方法で管理する。</p> <p>3 義援金の配分 (1)都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 イ 義援金の受付・配分に係わる広報活動 ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (2)義援金の送付 決定した配分計画に基づき義援金を、区に送金する。</p>

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	4 義援金の広報 (1)義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、HPに掲載する等により、広く周知を図る。
日本赤十字社	(1)受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。 (2)義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）》

【義援金】

- 1 義援金は、都、区及び日本赤十字社が受け付ける。区が受け付けた義援金は、都委員会に報告するものとし、都委員会に送付、または指定する口座に送金する。ただし、寄託者が用途を明確にしたものについてはこの限りではない。
- 2 区の受付窓口は地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、会計管理室と連携して区長名の口座を開設し、振込みによるものも受け付ける。
- 3 都委員会へ送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
- 4 受付状況について、都委員会へ報告を行う。
- 5 地域のちから推進部長は、都委員会から配分される義援金を受入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。また、送金された義援金は預金保管をする。
- 6 地域のちから推進部は、都委員会が策定した配分計画等を踏まえて、被災世帯に対し義援金（見舞金・激励金等）の配付を行う（資料編震災編 第65「兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の義援金配分計画」P.207）。この際、配付にあたっては、区長名をもって行う。
- 7 配付状況については、都委員会に報告する。

【義援品】

- 1 被害の状況等を勘案し、必要な物資（義援品）について総務部が募集し、区民部が集積所及び備蓄倉庫等指定場所で受け付ける。ただし、原則として個人からの義援品は受け付けない。
- 2 受領した義援品の保管は、区民部が区の備蓄倉庫または集積地に保管する。ただし、災害の状況によっては、別途保管場所を定めて保管する。
- 3 義援品及び救援物資の配分は、第4部第4章第7節「備蓄・物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分」（P.186）に準拠して行う。

【義援金品共通】

- 1 義援金品の受領については、義援金品受領書（資料編震災編 第63「義援金品受領書様式」P.205）を寄託者に発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって、受領書に代えることができる。

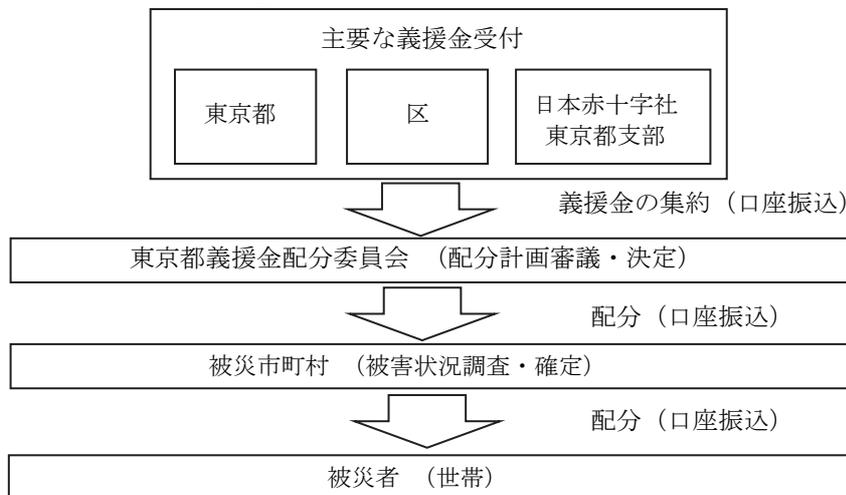
第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第3節 義援金・義援品の受領・配分／第4節 応急仮設住宅の供給

《日本赤十字社》

- 1 日本赤十字社東京都支部の担当課、都内日本赤十字社施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 2 災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。
- 3 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

【義援金受付・配分の流れ】



第4節 応急仮設住宅の供給

第1 対策内容と役割分担

都（住宅政策本部）は、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

区は建設用地の協議や入居手続の統括等により都と連携する。

機 関 名	対 策 内 容
都（住宅政策本部）	(1) 応急仮設住宅の確保、あつ旋及び建設 (2) 被災住宅の応急修理
区（都市建設部、施設 営繕部、産業経済部）	(1) 応急仮設住宅用地計画
区（都市建設部）	(1) 入居手続統括 (2) 住宅管理全般 (3) 被災住宅の手続
区（地域のちから推 進部）	(1) 申請受付の支援
ボランティア	(1) 生活相談員

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部、施設営繕部、産業経済部）》

1 公的住宅の確保とあっ旋

(1) 災害救助法が適用され、かつ災害の規模が大きく、応急仮設住宅の建設が間に合わない場合、または被災者の生命の安全確保のため、緊急の必要性が生じた場合等、区（都市建設部）は、広域的な公的住宅を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。

ア 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。

イ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。

(2) 都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に提供する。

2 民間賃貸住宅の供給

(1) 区（都市建設部）は、都が行う借上げによる民間賃貸住宅の提供に協力し、入居者の募集・選定及び入居者の管理を行う。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。

ア 対象世帯：資力が無く、自力で応急住宅が確保できない世帯

イ 募集する住宅：都が、家主との間で賃貸借契約等の手続きを行い、借上げる。

ウ 借上げのために支出できる費用：家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額

エ 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。

オ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。

カ 帳票の整備：応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

キ 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3 建設する仮設住宅の供給

【建設する仮設住宅】

事 項	内 容
建設予定地の確保	(1)区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。 ア 接道及び用地の整備状況 イ ライフラインの状況 ウ 避難場所等の利用の有無 (2)都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区へ報告を求める。 (3)都は、区から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
建設地	(1)都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第4節 応急仮設住宅の供給

事 項	内 容
	<p>二次災害の危険がないよう配慮する。</p> <p>(2)選定にあたり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。</p> <p>(3)都は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>
構造及び規模等	<p>(1)平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</p> <p>(2)1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</p> <p>(3)1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。</p> <p>(4)都は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</p>
建設工事	<p>(1)災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p>(2)都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。</p> <p>(3)必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>(4)工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区等に委任する。</p> <p>(5)都は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p>
その他	<p>(1)区は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。</p>

(1) 設置主体

- ア 災害救助法が適用された場合、都は、区の要請に基づき応急仮設住宅を設置する。
- イ 区（都市建設部）は、都の委任により、入居受付、入居者選定、入居者管理にあたる。
- ウ 区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
- エ 区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設需要予測・都への要請

- ア 災害対策本部長は、住家の全壊、全焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。
- イ 区（都市建設部）は、この報告をもとに、設置戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。

(3) 建設用地の選定

- ア 都は、区が予定している建設候補地の中から、災害の規模や被災地域の広がり等を考慮し、区（都市建設部）と協議のうえ、建設用地を決定する。
- イ 都は、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合等は、区市町村間の用地について調整を行う。

ウ 区（都市建設部）は、上記2項目によっても建設用地に不足を生じる場合は、災害対策本部を通じて、協定自治体及びJ Aスマイル等に用地提供を要請する。

エ 区（都市建設部）は、都に、応急仮設住宅建設予定地の最新状況について、災害対策課を通じて、年1回報告する。

（資料編震災編 第64「応急仮設住宅建設予定地一覧」P.206）

(4) 応急仮設住宅の規模

ア 応急仮設住宅の規模及び費用：一戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

(5) 着工時期：災害発生の日から20日以内とする。

(6) 住宅の種類：入居を希望する被災世帯の段階的入居を図るため、設置数の確保を優先するが、併せて区（都市建設部）は、都との協議により以下の点に配慮する。

ア 各応急仮設住宅団地に、必要に応じて集会施設等（ふれあいセンター・支援センター）を設ける。

イ 各応急仮設住宅等は、バリアフリーを基本に建築し、必要に応じて車椅子利用者世帯には洋室を設ける。

ウ 応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる要配慮者と一般世帯との適正な混住とし、入居者間のコミュニティづくりに配慮する。

(7) 入居資格：入居資格は、次の各号をすべて満たすほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊、または流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住居を確保できない者

エ 使用申し込みは1世帯1箇所限りとする。

(8) 入居申請

ア 区（都市建設部）は、区民事務所等の公共施設において、入居申請を受付ける。

イ 区（都市建設部）は、仮設住宅申請台帳を作成し、管理する。

(9) 入居者の募集・選定

ア 都は、入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割あてるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割あてに際しては、原則として区内の住宅を割あてるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。

イ 入居者の募集の実施は、区（都市建設部）が行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区（都市建設部）が入居の選定を行う。

エ 応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

オ 入居にあたっては、要配慮者と一般世帯との適正な混住となるよう配慮する。

(10) 管理及び入居期間

ア 単身高齢者世帯等には生活相談員を巡回させ、夜間においても連絡可能な設備を

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第4節 応急仮設住宅の供給／第5節 被災住宅の障害物除去及び応急修理

施す。

イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣の定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

ウ 応急仮設住宅への被災者の入居は、住民票の異動として扱わないことができる。

第5節 被災住宅の障害物除去及び応急修理

第1 対策の方針

り災者が当面の日常生活を営むことができるようにするために、被災住宅の障害物の除去及び応急修理を行う。

第2 障害物の撤去計画

1 活動方針

住家に流れ込んだ土石、竹木等の障害物の除去は、災害救助法施行規則の定めるところにより、次の基準により早急に行う。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるとき。
- (2) 障害物が日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれたとき。
- (3) 自らの資力をもってしても、障害物を除去できないとき。
- (4) 原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けたものであるとき。

2 実施方法

- (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として、都市建設部が実施する。ただし、都市建設部のみで対応ができないと予測される場合は、震災対策編を準用する。
- (2) 災害救助法適用後は、前記(1)により、除去対象戸数及び所在を調査し、都(建設局)に報告する。都は、この報告に基づき、実施対象、実施順位、除去物の集積地を定め、実施する。

第3 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(都市建設部)	(1)被災住宅の障害物除去 (2)応急修理をする住宅の募集及び選定事務 (3)修理需要の予測をし、都に要請 (4)都のリストより、応急修理を行う業者を指定 (5)帳票の整備

第4 詳細な取組内容

《区(都市建設部)》

1 住宅の応急修理

- (1) 応急修理の目的：災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半焼または半壊し、自己の資力によっては応急修理のできない者等に対して、居室、トイレ、台所等、日常生活に欠くことのできない部分の必要最小限の応急修理を行う。住宅の

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第5節 被災住宅の障害物除去及び応急修理／第6節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

応急修理を実施した場合、区は、必要な帳票を整備する。

- (2) 実施主体：災害救助法が適用された場合、都は区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行う。都は、この協力をする。
- (3) 修理需要の予測、都への要請：災害対策本部長は、住家の半壊、半焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。区（都市建設部）は、この報告をもとに、修理戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。
- (4) 修理対象：災害救助法が適用された地域内において、住家が半壊し、または半焼し、自らの資力では応急修理ができないもの及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの。ただし、既に修理の終えた住家、公的住宅は除く。借家人については、家主が修復できず、そのままでは日常生活が困難な場合は、家主の同意があれば対象とする。
- (5) 対象者の調査及び選定：区による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区が募集・選定事務を行う。
- (6) 対象戸数：修理対象戸数は、知事が決定する。

2 応急修理の方法

- (1) 修理の基準：都が、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定する。修理は、日常生活に必要欠くことのできない居室、炊事場、トイレ等（書斎、子供部屋を除く）生活上欠くことのできない部分に対して、最小限の応急修理を行うものとし、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準で行う。
- (2) 応急修理の方法：応急修理は、都が定める応急修理実施要綱により、区が行う。
- (3) 経費：1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。
- (4) 修理の期間：応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。
- (5) 帳票の整備：住宅の応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

第6節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

第1 対策内容と役割分担

復旧を円滑に実施するため、被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ、廃家電及び被災家屋等の解体・撤去に伴うがれきを処理する。なお、がれき、粗大ごみ、廃家電の処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（がれき部）	(1)災害対策本部の下に「がれき部」を設置 (2)区内の被災状況等を把握 (3)災害対策本部と連携し、「緊急仮置場」の開設及び管理運営 (4)がれき等の発生推定量を算出し、災害廃棄物処理方針・実行計画の

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第6節 がれき・粗大ごみ・廃家電の処理

機 関 名	対 策 内 容
	策定及び広報 (5)「粗大ごみ・廃家電仮置場」の開設及び管理運営 (6)被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口の開設 (7)民間業者と解体・撤去の委託契約の締結 (8)「がれき仮置場」の開設及び管理運営 (9)有害物質の対応及び環境保全対策の実施 (10)車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 詳細な取組内容

《区（がれき部）》

- 1 がれきの処理にあたっては、最終処分量の削減を図るため、家屋の倒壊及び解体により発生するコンクリートがら、木くず、金属くず、その他可燃・不燃の種類に応じた分別・資源化及び適正処理を基本とする。
- 2 発災後の様々な情報を収集・整理し、基本的な区の方針を明らかにした災害廃棄物処方針及び実行計画を策定し、区民・事業者へ周知徹底のうえ、がれき等の処理を行う。
 - (1) 災害対策本部の下に「がれき部」を設置する。
 - (2) 道路啓開による「緊急道路障害物除去がれき」を速やかに搬入させるため、「緊急仮置場」を開設し、管理する。
 - (3) 優先解体（倒壊危険な建物）によるがれき及び応急対策や復旧・復興活動を円滑に行うため、緊急道路障害物除去作業により収集したがれきを搬入する「がれき仮置場」を開設し、管理する。
 - (4) 被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ・廃家電は、主に区民が持ち込むことを想定し、「粗大ごみ・廃家電仮置場」を開設し、管理する。
 - (5) 被災家屋等の解体及びがれきの撤去は、私有財産の処分に該当するため、所有者自身の責任において行うことを原則とする。ただし、国が、個人住宅や中小事業者等に関して特別措置を講じた場合、被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口を開設する。
 - (6) 被災家屋の解体・撤去申請内容について、建物の所有者、面積等権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。解体・撤去することが適当と認められた建物について、民間業者と委託契約等により、被災家屋の危険度等に応じて、随時、解体・撤去を行う。なお、委託業者等には、アスベスト等の有害物質を適正に取り扱うよう、指導を徹底する。
 - (7) 委託業者等が行う被災家屋の解体・撤去によるがれきを搬入させる「がれき仮置場」を開設し、管理する。
 - (8) 「緊急仮置場」、「粗大ごみ・廃家電仮置場」、「がれき仮置場」の一次仮置場では、安全管理を徹底する。また、被災家屋の解体・撤去、収集運搬、一次仮置場の各段階において、環境モニタリングを実施し環境保全対策を行う。
 - (9) 家電製品等の法令に定めのある廃棄物は、関連法令に基づく処理を徹底する。ただし、通常のルートによる処理が困難な場合は、関係機関と協議し、別途方策を講じる。
 - (10) がれき等の発生量や仮置場管理運営等について、適宜、災害対策本部へ報告し、災

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第6節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理／第7節 保健衛生・防疫活動

害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

第7節 保健衛生・防疫活動

第1 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及び蔓延を防止する。

機 関 名	活 動 内 容
区（衛生部）	<ul style="list-style-type: none"> (1)災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の発生防除等を行う。 (2)「食品環境衛生指導・消毒班（以下「衛生・消毒班」という）」を編成し、保健衛生活動のほか生活環境の衛生確保や食品の安全確保を図る。 (3)被災戸数及び防疫活動の実施について、都（福祉保健局）に対し、迅速に連絡 (4)防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、都（福祉保健局）または足立区医師会に協力を要請 (5)都が活動支援や指導、区調整を行う場合、協力する。 (6)被災地や避難所における感染症発生状況の把握 (7)感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 (8)避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及び蔓延防止対策の実施 (9)一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 (10)保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 (11)飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護 (12)避難所における適正飼養の指導・助言 (13)被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都（福祉保健局）	<ul style="list-style-type: none"> (1)区の防疫活動を支援・指導 (2)東京都医師会、東京都薬剤師会等に区の防疫活動に対する協力要請 (3)他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 (4)被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 (5)感染症の流行状況等を踏まえて区が実施する予防接種に関する指導・調整 (6)一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 (7)区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都（福祉保健局）において調達

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第7節 保健衛生・防疫活動

機 関 名	活 動 内 容
	(8) 区の衛生管理対策を支援・指導 (9) 「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保
都（福祉保健局）	(10) 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 (11) 区における保健活動班の活動を支援 (12) 動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 (13) 負傷または放し飼い状態の被災動物の保護
東京都医師会	(1) 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 (2) 都（福祉保健局（都保健所を含む））または区と協議のうえ、防疫活動を実施

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと。

第2 業務手順

《区（衛生部）》

- 1 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「保健活動班」、「衛生・消毒班」を編成して、保健衛生・防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班 名	役 割
保健活動班	(1) 感染症予防のための啓発及び保健指導 (2) 健康調査及び健康相談 (3) 避難所等の感染症発生状況の把握
衛生・消毒班	(1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 (2) 食品集積所の衛生確保 (3) 避難所の食品衛生指導 (4) その他食品に起因する危害発生の防止 (5) 食中毒発生時の対応 (6) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 (7) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 (8) 手洗いの励行 (9) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 (10) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 (11) 情報提供 (12) 殺菌、消毒剤の調整 (13) 飲料水の塩素による消毒の確認 (14) 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 (15) 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 (16) 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 (17) 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 (18) 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 (19) 患者発生時の消毒（指導） (20) 避難所の消毒の実施及び指導 (21) 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

第3 詳細な取組内容

1 各班の役割

(1) 保健活動班

- ア 被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- イ 健康調査及び健康相談の実施と平行して、衛生・消毒班等の協力を得て、啓発及び保健指導、衛生指導を行う。
- ウ 感染症の急速な蔓延を防止するため、感染症患者及び感染のおそれのある者を早期に発見・処置することを主眼として業務を行う。

(2) 衛生・消毒班

- 食品衛生監視員2名、環境衛生監視員1名を1班とし、最大編成7班とする。
- ア 保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- イ 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ウ 保健活動班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒を実施及び指導を行う。

2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合等には、都(福祉保健局)と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所(以下「都区市保健所」という。)が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 都(福祉保健局)及び都区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) 区は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都(福祉保健局)は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- (5) 保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、疫病調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

3 被災動物の保護

《区(衛生部)》

- (1) 飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護を継続する。
- (2) 避難所における飼養動物の適正飼養の指導・助言を継続する。
- (3) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
- (4) 被災動物の保護に関し、都、関係団体等へ協力する。

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第7節 保健衛生・防疫活動／第8節 し尿処理

《都（福祉保健局）》

(1) 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

第8節 し尿処理

第1 対策内容と役割分担

風水害によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレが使用できなくなった場合、被災地の衛生環境を保持するため、避難場所・避難所等のし尿を迅速かつ適切に処理する。

区は、各避難所等の避難人数、仮設トイレ設置状況等を把握し、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請をしたうえで、都（下水道局）と連携して、下水道施設（水再生センター及び指定マンホール）への搬入処理を実施する。なお、し尿処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、環境部）	(1) 仮設トイレの設置状況等の把握 (2) 協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請 (3) し尿処理に関する災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4) 収集運搬体制の確保及びし尿の搬入処理 (5) 車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請
都（下水道局）	(1) 水再生センターや指定マンホールでの、し尿の受入れ・処理

第2 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 区は、災害対策本部としてまとめた避難情報に基づき、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者にし尿処理に必要な車両（バキュームカー）、人員、機材等の応援要請を行い、し尿処理に関する災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
- 2 し尿収集車両（バキュームカー）により収集したし尿は、都（下水道局）との覚書の締結により、水再生センター及び指定マンホールへ搬入・処理する。
- 3 区は、車両、作業員に不足を生じるおそれのある場合、都や他自治体等に必要な指示と応援を求め、災害対策本部は、協定自治体等に車両、作業員、機材等の提供を求める。

第9節 避難所ごみ・生活ごみの処理

第1 対策内容と役割分担

生活環境の保全及び公衆衛生の保持のため、避難所ごみ及び生活ごみを迅速かつ適正に処理する。なお、避難所ごみ及び生活ごみの処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1)区内の被害状況、避難所開設状況等を把握 (2)ごみの発生推定量を算出、必要に応じて臨時集積所の決定 (3)災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4)収集運搬体制の確保 (5)車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 ごみ（可燃、不燃、資源）発生状況の把握と予測及び集積所・収集運搬ルート・中間処理施設、避難所等の状況を把握し、災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
- 2 災害廃棄物処理方針及び実行計画は、分別・資源化・適正処理等によるごみの減量のため、区民・事業者にも周知徹底する。
- 3 収集可能な状態になった時点から、収集にあたる。
- 4 避難所も含めた可燃ごみの収集運搬を最優先し、不燃ごみ、資源は状況を見て、順次再開する。
- 5 収集については原則、平常ルートに避難場所及び避難所を追加する。
- 6 生活ごみの排出はごみ集積所を原則とし、搬入先（処理施設）の停止やごみ集積所が利用できない場合は、臨時集積所として避難所または一次仮置場への排出・保管を検討する。
- 7 一次仮置場への排出・保管の際は、ごみの種別（可燃・不燃・資源）ごとに行う。
- 8 生活ごみ・避難所ごみの発生量や状況等について、適宜、災害対策本部へ報告し災害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

第10節 教育・保育の復旧対策

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部、都市建	(1)児童・生徒の安否確認、校舎点検整備、臨時学級編成、学用品の調達等、応急教育に関する対策の実施 (2)園児の安否確認、保育園・こども園の整備、地域ごとの実情の把握等、応急保育に関する対策の実施

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第10節 教育・保育の復旧対策

機 関 名	対 策 内 容
設部)	(3)学童保育児童・職員の安否確認、住区（コミュニティ）センター学童保育室等の整備、地域ごとの実情の把握等、応急学童保育に関する対策の実施

第2 詳細な取組内容

(1) 応急教育

ア 災害復旧時の体制

《学校》

- (ア) 学校長は、区（教育指導部、学校運営部）と連絡を密にし、臨時の学級編成を行う等、応急教育計画に基づき、早期に教育活動ができるよう努める。
- (イ) 学校長は、校舎の被害状況の調査結果及び避難所の現況を区（施設営繕部、教育指導部、学校運営部）に報告する。
- (ウ) 学校長は、授業再開にあたっては、校舎の点検を行い、児童・生徒の安否確認、通学路等の安全確認を行い、総合的見地から判断する。その結果を、調査資料を添えて区（教育指導部、学校運営部）に報告する。
- (エ) 学校長は、応急教育の実施にあたっては、児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (オ) 学校長は、疎開した児童・生徒について、疎開先を訪問する等し、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置いた指導を行うよう努める。

《区（施設営繕部）》

- (ア) 区（施設営繕部）は、各学校の被害状況を把握し、全区的な被害状況を学校に提供する。
- (イ) 区（施設営繕部）は、早期に学校校舎等設備の復旧整備を図り、学校が平常授業に戻れるよう努める。

《区（教育指導部）》

- (ア) 区（教育指導部）は、応急教育計画に基づく指導の内容を、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置き、指導主事を派遣して学校の指導にあたる。
- (イ) 区（教育指導部）は、学校が避難所として長期化した場合は、災害対策本部と協議し、必要な措置を講じて、早期に授業の再開に努める。

イ 災害救助法適用に伴う学用品の給与について

（東京都災害救助法施行細則に基づく）

- (ア) 学用品の支給は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水により、学用品を喪失または破損し、就学上支障のある児童・生徒に対し行う。
- (イ) 学用品の調達及び支給は、都の計画に基づき、区長が区（学校運営部）及び学校長の協力を得て配分する。

《区（学校運営部）》

- (ア) 区（学校運営部）は、被災状況報告書に基づき、次により学用品を調達する。
- (イ) 教科書、教材は、教育委員会届け出承認の使用教科書、教材とし、早急に再支給の手続きをとる。
- (ウ) 文具類及び通学用品は、小学校児童1人につき4,500円、中学校生徒1人につき4,800円の支給限度が設けられているため、調達にあたっては、学用品購入計画書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.199）を作成し、可能な範囲で同一規格、同一価格の物を購入調達する。
- (エ) 区（学校運営部）は、調達した学用品を学校に配布し、学校長を通じて、児童・生徒に支給する。
- (オ) 学校長は、学用品の支給完了後、支給状況報告書を教育委員会へ提出する（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.200、201）。
- (カ) 学用品の給与できる期間は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とするが、交通、通信等の途絶により、学用品の調達輸送の困難が予想される場合は、内閣総理大臣に対して必要な期間の延長を申請する。
- (キ) 学用品の支給を実施したときは、次の関係書類を整理保存し、必要に応じ区長へ報告する。
- a 救助実施記録
 - b 学用品の支給状況報告書
 - c 学用品購入関係、支払証拠書類
 - d 備蓄物資払出証拠書類
- ※ 私立小・中学校生については、これに準じて給与する。

《学校》

- (ア) 学校長は、区（学校運営部）と連絡を取り、早急に教職員と協力し、学年別、項目別に被災状況を調査集計し、被災状況報告書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.198）により報告する。

(2) 応急保育

ア 災害復旧時の体制

- (ア) 子ども家庭部長は、職員を掌握して保育園・こども園の整備を行い、園児及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携し、速やかな復旧体制に努める。
- (イ) 応急保育実施計画に基づき、家庭で保育不可能な園児は、避難所または保育園・こども園において保育する。その際、登降園の安全の確保に留意する。
- (ウ) 災害により登園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- (エ) 子ども家庭部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常保育に早急に戻るよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第10節 教育・保育の復旧対策

(3) 応急学童保育

ア 災害復旧時の体制

(ア) 地域のちから推進部長は、職員を掌握して、住区（コミュニティ）センター学童保育室等の整備を行い、学童保育児童及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携して、速やかな復旧体制に努める。

(イ) 災害により登室できない児童については、地域ごとに実情を把握する。

(ウ) 地域のちから推進部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常学童保育に早急に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

(4) 私立小中学校及び私立保育園等

ア 災害復旧時の体制

(ア) 各事業者は、災害発生のおそれがある場合または災害が発生した場合は、利用者、従業者等の安全確保を行う。

(イ) 区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて各事業者に要請する。